



## 医療費通知をご活用ください

世帯主の方へ国民健康保険で受診した医療費の額を年6回に分けてお知らせしています。

診療年月	診療内容	診療費	自己負担額	国保負担額
令和2年1月	内科診察	1,000	300	700
令和2年2月	内科診察	1,000	300	700
令和2年3月	内科診察	1,000	300	700
令和2年4月	内科診察	1,000	300	700
令和2年5月	内科診察	1,000	300	700
令和2年6月	内科診察	1,000	300	700

## 医療保険



information

問合せ

医療保険係

☎32-2214

### 「医療費通知」とは？

受診者、診療年月、医療機関などの名称、入院・通院の別、入院・通院の日数と医療費などの総額(自己負担額と国保が負担した額の合計)と支払った医療費の金額が記載されています。

医療機関などからの請求内容に誤りがないかを確認したり、確定申告の医療費控除の申請に使用したりできます。

### 後期高齢者医療制度の加入者

1月上旬(令和2年1月～9月診療分)と2月下旬(令和2年10月～12月診療分)の年2回、北海道後期高齢者医療広域連合から「医療費通知」を発行しています。

※診療内容の審査などの都合上、一部の受診記録を記載していない場合があります。

### ご注意ください！

#### ● 国民健康保険の医療費通知の再発行はできません。

→紛失した場合は領収書を使用して医療費控除の申請をしてください。

#### ● 12月診療分の医療費通知は確定申告までに発行できません。

→領収書を使用してください。

通常、受診時にお支払いただく自己負担額は、総医療費の3割～1割ですが、それ以外の部分(7割～9割)は、加入者のみなさんが支払う国民健康保険税や、国からの交付金などで賄われています。

医療費通知を参考に、医療費負担のしくみや健康について理解を深めていただき、国民健康保険事業の健全な運営にご協力ください。



## 新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等の傷病手当金および傷病給付金の適用期限延長

厚生労働省から、新型コロナウイルスに感染した被保険者等に係る傷病手当金(給与受給者)の適用期限を令和3年3月31日までとする通知がありました。

また、市独自で行なっている傷病給付金(個人事業主)の適用期限についても同様に適用期限を延長いたします。

適用期限

これまで  
令和2年12月31日



変更後

**令和3年3月31日**

※申請する前に市民生活課医療保険係まで、お問い合わせください。

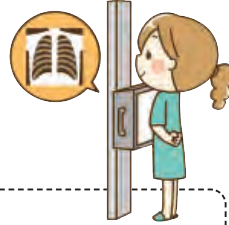


## 忘れていませんか？ 特定健診・後期高齢者健診

3月末までに  
必ず受診しましょう！  
受診料：無料  
3月31日(水)まで

国民健康保険・後期高齢者医療保険 加入者のみなさんへ

特定健診は、国が定めた年1回の健康診断です。  
生活習慣病は、自覚症状がないまま、進行していきます。  
「何も症状がないから」といって放置するのは大変危険です。



### 問合せ

【受診券について】

医療保険係  
☎32-2214

【健診(検診)について】

健康づくり推進係  
☎32-5665

### 対象の方

種類	対象者
特定健診	40～74歳の国民健康保険加入者
後期高齢者健診	75歳以上または65～74歳で一定の障がいのある後期高齢者医療保険加入者

### 対象とならない方

6カ月以上入院している方、施設入所者、妊産婦の方など

### 市内で受診できる医療機関(要予約)

医療機関名	電話受付
佐々木内科クリニック (東文京町2丁目1番地)	☎32-5516 8時～16時30分
あかびら市立病院 (本町3丁目2番地)	☎32-3211 8時～12時 13時～16時30分
平岸病院 (平岸新光町2丁目1番地)	☎38-8331 9時～12時、 13時30分～15時

※市外でも受診できる医療機関  
がございます。

※市外の医療機関や健診の内容  
については、5月に郵送した  
受診券と同封のチラシをご確  
認ください。



### 持ち物

#### 受診券(水色)、質問票、被保険者証

※各受診券は5月に郵送しました。紛失した場合は再交付し  
ますので、被保険者証をご持参のうえ、市役所1階 医療保険係  
までお越しいただくか、お電話ください。

## 会社などで健診を受けた国民健康保険に加入 しているみなさんへ

被保険者の健診受診状況を把握して受診率向上につなげる  
ため、職場健診の情報提供をお願いしています。

健康診断の結果をお持ちの方は、健康づくり推進係までご  
連絡ください。

